

別添3-29 一般廃棄物処理実態調査結果 令和3年度調査結果

ごみ処理の概要 (令和3年度実績)

都道府県名	地方公共団体コード	市区町村名	総人口		外国人人口		ごみ総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)				1人1日当たりの排出量			自家処理量 (t)	
			(人)	(人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (ごみ総排出量)*10 <sup>6</sup> /総人口/365 (g/人日)	生活系ごみ (生活系ごみ搬入量)*10 <sup>6</sup> /総人口/365 (g/人日)	事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10 <sup>6</sup> /総人口/365 (g/人日)		
北海道	01100	札幌市	1,961,618	1,961,618	0	0	13,496	513,166	42,392	39,761	595,319	831	599	232	0
北海道	01202	函館市	248,856	248,856	0	0	1,041	81,488	13,854	6,465	101,807	1,121	740	381	0
北海道	01203	小樽市	109,712	109,712	0	0	606	42,525	0	1,795	44,320	1,107	672	434	0
北海道	01204	旭川市	328,589	328,589	0	0	1,227	101,917	3,923	8,010	113,850	949	657	292	0
北海道	01205	室蘭市	80,283	80,283	0	0	397	26,944	4,628	2,989	34,561	1,179	695	484	0
北海道	01206	釧路市	163,761	163,761	0	0	844	54,602	10,903	1,939	67,444	1,128	767	361	0
北海道	01207	帯広市	165,303	165,303	0	0	930	44,618	4,528	5,670	54,816	909	683	225	0
北海道	01208	北見市	114,561	114,561	0	0	472	32,334	8,035	107	40,476	968	726	242	0
北海道	01209	夕張市	6,959	6,959	0	0	36	2,638	1,420	0	4,058	1,598	735	862	0
北海道	01210	岩手沢市	78,417	78,417	0	0	225	21,609	2,755	2,132	26,496	926	686	240	0
北海道	01211	網走市	34,051	34,051	0	0	331	9,778	1,660	386	11,824	951	660	291	0
北海道	01212	留萌市	19,482	19,482	0	0	119	5,411	333	0	5,744	808	554	254	0
北海道	01213	苫小牧市	169,756	169,756	0	0	840	52,982	13,248	4,113	70,343	1,135	632	504	0
北海道	01214	稚内市	32,423	32,423	0	0	346	12,435	2,878	141	15,454	1,306	792	514	0
北海道	01215	美幌市	19,807	19,807	0	0	58	5,863	1,292	0	7,155	990	593	397	0
北海道	01216	芦別市	12,231	12,231	0	0	15	2,644	2,114	0	4,758	1,066	592	474	0
北海道	01217	江別市	119,777	119,777	0	0	693	31,126	1,773	5,040	37,939	868	636	232	0



道北地域における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分の事業者と位置は、表 3.2-18 及び図 3.2-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域から 50km 以内※には、中間処理が 5 施設、最終処分が 6 施設存在している。

表 3.2-18 産業廃棄物処理施設数

振興局	市町村	事業の範囲			合計
		中間処理施設	最終処分場	中間処理・ 最終処分	
宗谷総合振興局	稚内市	1	1	0	2
	猿払村	0	1	0	1
	浜頓別町	0	1	0	1
	中頓別町	0	0	0	0
	枝幸町	0	1	0	1
	豊富町	2	1	0	3
	幌延町	0	0	0	0
	礼文町	0	0	0	0
	利尻町	0	1	0	1
	利尻富士町	0	0	0	0
上川総合振興局	音威子府村	0	0	0	0
	中川町	1	0	0	1
留萌振興局	初山別村	0	0	0	0
	遠別町	1	1	0	2
	天塩町	0	0	0	0
合計		5	6	0	11

出典：令和 6 年 4 月 北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課聞き取り

※「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省）の記載内容のに基づき、産業廃棄物に関しては、対象事業実施区域より半径 50km を対象とした。

表 3.2-27(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級、及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる）。
4. 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
6. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は 適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

（最終改正 令和 5 年 3 月 13 日 環境省告示第 6 号）

表 3.2-27(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

（最終改正 令和 5 年 3 月 13 日 環境省告示第 6 号）

# 水質汚濁防止法に基づく 届出の手引き

令和6年(2024年)4月

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

# 目 次

<b>第1 水質汚濁防止法の概要</b> .....	1
1 水質汚濁防止法の目的 .....	1
2 水質汚濁防止法で使用している用語の定義 .....	1
3 排出水の排出の規制等 .....	4
4 事業者の義務及び責務 .....	4
5 行政権限 .....	7
6 罰則 .....	9
7 水質汚濁防止法による規制の体系 .....	9
8 関係法令等 .....	10
図 水質汚濁防止法の体系 .....	11
<b>第2 特定施設</b> .....	12
政令で定められている特定施設一覧表 .....	12
<b>第3 排水基準等</b> .....	20
1 環境大臣が環境省令で定める排水基準（一律排水基準） .....	21
（1）有害物質に係る排水基準 .....	21
（2）生活環境項目に係る排水基準 .....	22
（3）暫定基準1（窒素含有量、燐含有量関係） .....	23
（4）暫定基準2（ほう素、ふっ素、アンモニア等関係） .....	24
（5）暫定基準3（亜鉛含有量関係） .....	26
（6）窒素・燐に係る排水基準適用対象湖沼 .....	27
（7）窒素・燐に係る排水基準適用対象海域 .....	29
<b>2 北海道が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）</b> .....	<b>30</b>
（1）有害物質に係る排水基準 .....	30
（2）生活環境項目に係る排水基準 .....	32
（3）生活環境項目・有害物質に係る排水基準 .....	43
（参考）適用区域の範囲 .....	44
3 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件 .....	45
<b>第4 構造等規制制度</b> .....	46
1 概要 .....	46
（1）設置者の義務 .....	46
（2）「新設の施設」と「既設の施設」の適用について .....	46
2 構造等に関する基準及び定期点検の方法 .....	47
（1）構造、設備及び使用の方法に関する基準 .....	47
（2）定期点検の方法等 .....	50

**第5 届出** ..... 55

1 届出の概要	55
(1) 届出の種類	55
(2) 届出の手続き	57
(3) 届出に必要な書類	58
2 届出書の記載要領と記載例	59
(1) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設置届(法第5条)、 構造等の変更届(法第7条)、使用届(法第6条)の記載要領	59
(2) 氏名等変更届(法第10条)の記載要領	63
(3) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届(法第10条) の記載要領	63
(4) 承継届(法第11条)の記載要領	63

**第6 公害防止管理者制度** ..... 64

1 公害防止管理者制度の目的	64
2 特定工場とは	64
3 対象施設(水質汚濁防止法関係)	64
4 公害防止管理者等の選任、届出等	64
(1) 公害防止管理者等の種類について	66
(2) 公害防止組織の体系について	68
(3) 選任について	68
(4) 届出について	68
5 行政権限	69
(1) 公害防止管理者等の解任命令	69
(2) 立入検査等	69
6 公害防止管理者の資格取得の方法	69
(1) 国家試験の受験	69
(2) 資格認定講習の受講	69

**記載例編**

設置届出書

{	記載例 1 水産加工業	記載例編 1～10
	記載例 2 旅館業	記載例編 11～18
	記載例 3 畜産農業	記載例編 19～27
	記載例 4 クリーニング業①	記載例編 28～41
	記載例 5 クリーニング業②	記載例編 42～48
	記載例 6 写真現像業	記載例編 49～55
	記載例 7 有害物質貯蔵指定施設	記載例編 56～62

氏名等変更届出書記載例	記載例編 63
使用廃止届出書記載例	記載例編 64
承継届出書記載例	記載例編 65

**届出様式**

水質汚濁防止法関係  
 特定工場の公害防止組織の整備に関する法律関係  
 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る事務処理要領関係



## 2 北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年4月3日条例第27号)

### (1) 有害物質に係る排水基準（条例別表第1）

適用区域(設定年)	業種	許容限度 (mg/L)					
		カドミウム 及びその化 合物	シアン 化合物	有機燐 化合物	六価クロム 化合物	砒 素 及びその化 合物	水銀及びア ルキル水銀 その他の水 銀化合物
(一律排水基準)		0.03	1	1	0.2	0.1	0.005
石狩川水域 (47)	特定金属鉱業		0.6				
天塩川水域 (47)	特定金属鉱業		0.4				
石崎川水域 (48)	特定金属鉱業		0.6				
堀株川水域 (48) (49)	特定金属鉱業		0.8				
	電気機械器具製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
余市川水域 (50)	特定金属鉱業		0.3				
小樽海域 (50)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
紋別海域 (49)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
網走海域 (50)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
釧路海域 (49)	全業種 (化学肥料製造業を除く。) (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	化学肥料製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
苫小牧海域 (48)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
室蘭海域(1) (48)	鉄鋼業 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	0.4	検出されないこと	0.05	0.05	
室蘭海域(2) (48)	鉄鋼業 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	0.5	検出されないこと	0.05	0.05	
室蘭海域(3) (48)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
伊達海域 (48)	全業種 (特定金属鉱業を除く。) (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	特定金属鉱業		0.6				
函館海域 (50)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
支笏湖水域 (50)	全業種 (特定金属鉱業を除く。)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	特定金属鉱業		0.5				
洞爺湖水域 (48)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
大沼水域 (50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
阿寒湖水域 (49)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
サロマ湖水域(50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
能取湖水域 (50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
厚岸湖水域 (50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
屈斜路湖水域(49)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

備考

- 1 「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼鉛鉱業及び砒鉱業をいう。
- 2 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この表に掲げる砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(昭和49年12月1日)において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注) 業種の欄の( )内の「〇〇m<sup>3</sup>/日以上」は、上乘せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排水の量を表しています。

(2) 生活環境項目に係る排水基準(条例別表第2)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
(一律排水基準)		160(120)	160(120)	200(150)
石狩川水域 (47)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	紙製造業			150(110)
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。)	150(110)		120(100)
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。)			120(100)
	化学肥料製造業			70(50)
	ガス供給業	80(60)		70(50)
	と畜業(活性汚泥法により排水を処理するものに限る。)			70(50)
	尿尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって尿尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	尿尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであって尿尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「処理対象人員」という。)が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
下水道終末処理施設(高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(60)		(120)	
石狩川水域(札幌市の区域に限る。)(47)	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	160(120)		200(150)
	洗たく業 (20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	260(200)		200(150)
	皮革製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	2,300(1,800)		2,000(1,500)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
常呂川水域 (47)(51)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	てん菜糖製造業	4月1日～12月31日 120(100)		
	紙製造業及びパルプ製造業			120(100)
	ガス供給業	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽 (昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
	下水道終末処理施設 (高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(60)		(120)
	十勝川水域 (47)(51)	肉製品製造業	80(60)	
乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)		80(60)		70(50)
マッシュポテト製造業		4月1日～12月31日 120(100)		4月1日～12月31日 60(50) 1月1日～3月31日 120(100)
てん菜糖製造業 (35,000m <sup>3</sup> /日以上)		4月1日～12月31日 120(100)		
イースト製造業		90(70)		70(50)
ガス供給業		80(60)		70(50)
と畜業				70(50)
尿尿処理施設 (尿尿浄化槽以外のもの)		40(30)		90(70)
尿尿浄化槽 (昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		120(90)		
尿尿浄化槽 (昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		80(60)		
尿尿浄化槽 (昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度 (mg/L) (( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
十勝川水域 (47)(51)	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
	下水道終末処理施設 (高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(60)		(120)
網走川水域 (47)(51)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	野菜かん詰製造業	80(60)		
	マッシュポテト製造業	4月1日～12月31日 120(100)		4月1日～12月31日 60(50) 1月1日～3月31日 120(100)
	てん菜糖製造業	4月1日～12月31日 150(120)		4月1日～12月31日 80(70) 1月1日～3月31日 160(140)
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)	80(60)		70(50)
	と畜業(30m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽 (昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
	下水道終末処理施設 (高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(60)		(120)
天塩川水域 (47)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	パルプ製造業			120(100)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
天塩川水域 (47)	尿尿浄化槽 (昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽 (昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
	下水道終末処理施設 (高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(60)		(120)
斜里川水域 (47)(51)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	てん菜糖製造業	4月1日～12月31日 120(100)		
湧別川水域 (47)(51)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽 (昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
止別川水域 (48)(51)	尿尿浄化槽 (昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	農産保存食料品製造業	100(70)		
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
標津川水域 (48)(51)	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜場			70(50)
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
苫小牧幌内川水域 (48)	有機化学工業製品製造業	80(60)		90(70)
貫気別川水域 (48)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
尻別川水域 (48)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (昭和 46 年 9 月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽 (昭和 46 年 9 月 24 日から昭和 47 年 9 月 30 日までの間に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽 (昭和 47 年 10 月 1 日以後に設置されたものであって処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
新川水域 (48)(51)	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	160(120)		200(150)
	農産保存食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	160(120)		200(150)
	みそ製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	160(120)		200(150)
	蒸りゆう酒・混成酒製造業 (5,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		
	動物系飼料及び有機質肥料製造業 (10m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	160(120)		200(150)
	紙製造業			150(110)
	洗たく業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	160(120)		200(150)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
新川水域 (48)(51)	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
渚滑川水域 (49)	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	水産食料品製造業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	2,600(2,000)		
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	2,600(2,000)		
	尿尿浄化槽(処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
鉏路川水域 (49)	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	水産食料品製造業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	2,600(2,000)		
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)	2,600(2,000)		
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)



適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度 (mg/L) (( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
釧路川水域 (49)	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
阿寒川水域 (49)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	2,600(2,000)		
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。) (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	2,600(2,000)		
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
沙流川水域 (49)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業 (1,000 m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
鶴川水域 (49)	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
後志利別川水域 (49)	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)
頓別川水域 (50)	乳製品製造業 (1,000 m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
興部川水域 (50)	乳製品製造業 (1,000 m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
佐呂間別川水域 (50)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
浦幌川水域 (50)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
歴舟川水域 (50)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
遊楽部川水域 (50)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
松倉川水域 (50)	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
余市川水域 (50)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	蒸りゅう酒・混成酒製造業	80(60)		120(100)
稚内海域 (48)	肉製品製造業		70(50)	70(50)
	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)		70(50)	70(50)
	水産食料品製造業 (50m <sup>3</sup> /日未 満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソ ユブル製造業を含む。)(50m <sup>3</sup> /日 未満)		780(600)	
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽以外のもの)		40(30)	90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が 501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚 泥法、標準散水濾床法その他これ らと同程度に下水を処理すること ができる方法により下水を処理す るものに限る。)		(20)	(70)
苫小牧海域 (48)	りん酸質肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業		30(20)	40(30)
白老海域 (48)	パルプ製造業			90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が 501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
室蘭海域(1) (48)	肉製品製造業		70(50)	70(50)
室蘭海域(2) (48)	乳製品製造業 (1,000m <sup>3</sup> /日以上)		70(50)	70(50)
室蘭海域(3) (48)	りん酸質肥料製造業		60(40)	70(50)
	無機化学工業製品製造業、石油精製業及び廃油処理業		30(20)	40(30)
	鉄鋼業		40(30)	70(50)
	セメント製品製造業		30(20)	
	ガス製造業及びコークス製造業		60(40)	70(50)
	金属製品製造業		30(20)	70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽以外 のもの)		40(30)	90(70)
	尿尿浄化槽 (昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって 処理対象人員が 501 人以上のもの に限る。)		120(90)	

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度 (mg/L) (( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
室蘭海域(1)(48) 室蘭海域(2)(48) 室蘭海域(3)(48)	尿尿浄化槽 (昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		80(60)	
	尿尿浄化槽 (昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
	下水道終末処理施設 (高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(60)	(120)
紋別海域 (49)	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		780(600)	
	パルプ製造業			90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
根室海域 (49)	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		780(600)	
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)		40(30)	90(70)
	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
釧路海域(旧釧路川の部分を除く。)(49)	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		780(600)	
	パルプ製造業			90(70)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L) ( ( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
釧路海域(旧釧路川の部分を除く。) (49)	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		120(90)	
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		80(60)	
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
伊達海域 (49)	農産保存食料品製造業		130(100)	
	てん菜糖製造業		4月1日～12月31日 120(100)	90(70)
	非鉄金属製造業		40(30)	70(50)
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽を除く。)		40(30)	90(70)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		120(90)	
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
小樽海域 (50)	肉製品製造業		70(50)	70(50)
	水産食料品製造業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)		780(600)	
	と畜業			70(50)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		120(90)	
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設		(60)	(70)
網走海域 (50)	水産食料品製造業(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)		1,300(1,000)	
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上50m <sup>3</sup> /日未満)		780(600)	

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
函館海域 (50)	水産食料品製造業 (20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		1,300(1,000)	
	農産保存食料品製造業		120(100)	
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む。)(20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)		780(600)	
	カーバド法アセチレン誘導品製造業		30(20)	40(30)
	石油精製業		30(20)	40(30)
	セメント製品製造業		30(20)	40(30)
	ガス供給業		60(40)	70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)		40(30)	90(70)
	尿尿浄化槽 (昭和 46 年9月 23 日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		120(90)	
	尿尿浄化槽 (昭和 46 年9月 24 日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
洞爺湖水域 (48)	農産保存食料品製造業		110(80)	90(70)
屈斜路湖水域 (49)	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
阿寒湖水域 (49)	尿尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る。)		40(30)	90(70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)		(20)	(70)
能取湖水域 (50)	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)		40(30)	90(70)
厚岸湖水域 (50)	尿尿処理施設 (尿尿浄化槽を除く。)		40(30)	90(70)
備考				
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				
2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。				

注) 業種又は施設の欄の( )内の「〇〇m<sup>3</sup>/日以上」、「〇〇m<sup>3</sup>/日以上〇〇m<sup>3</sup>/未満」、「〇〇m<sup>3</sup>/未満」は、上乘せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排出水の量を表しています。

**(3) 生活環境項目・有害物質に係る排水基準(条例別表第3)**

適用区域(設定年)	業種	許容限度(mg/L)						弗素含有量 (ふっ素及びその化合物)
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	
(一律排水基準)		5	5	3	2	10	10	海域以外排出 8 海域排出 15
石崎川水域 (48)	特定金属鉱業			0.9				
堀株川水域 (48)	特定金属鉱業			1.2				
余市川水域 (50)	特定金属鉱業			0.9	1.5			
苫小牧海域 (48)	全業種		1					
室蘭海域(1) (48)	全業種		1					
室蘭海域(2) (48)								
室蘭海域(3) (48)								
伊達海域 (48)	特定金属鉱業			1.8				
	非鉄金属製造業			0.3	0.5	1	1	
洞爺湖水域 (48)	全業種	1	1					3
屈斜路湖水域(50)	全業種	1	1					
阿寒湖水域 (49)	全業種	1	1					
支笏湖水域 (50)	特定金属鉱業			1.5				
	全業種	1	1					
大沼水域 (50)	全業種	1	1					
サロマ湖水域(50)	全業種	1	1					
能取湖水域 (50)	全業種	1	1					
厚岸湖水域 (50)	全業種	1	1					
備考								
1 「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼鉛鉱業及び砒鉱業をいう。								
2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。								
3 この表に掲げる弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(昭和49年12月1日)において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。								

## (参考)適用区域の範囲

名称	範囲
小樽海域	朝里川河口左岸と高島岬先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
紋別海域	渚滑川河口右岸と同地点から東に2,000mの地点を結ぶ線、同地点とフンベオマナイ川河口左岸から北に3,000mの地点を結ぶ線、同地点とフンベオマナイ川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
網走海域	駒場川河口左岸と同地点から東北東に2,000mの地点を結ぶ線、同地点と二ツ岩頂から東南東に1,500mの地点を結ぶ線、同地点と二ツ岩頂を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(網走川水域を除く。)
釧路海域	釧路市新野と白糠町コイトイの境界の陸岸と同地点から南に3,000mの地点を結ぶ線、同地点と春採川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(釧路川水域(旧釧路川の部分を除く。))及び阿寒川水域を除く。)
苫小牧海域	苫小牧港東防波堤、同港東防波堤南端と同港西防波堤南端を結ぶ線、同港西防波堤及び陸岸により囲まれた海域
室蘭海域(1)	知利別川河口左岸からニマ岬の方向へ陸岸沿いに800mの地点を中心とする半径100mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
室蘭海域(2)	知利別川河口左岸からニマ岬の方向へ陸岸沿いに1,300mの地点を中心とする半径200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域
室蘭海域(3)	チマイベツ川河口左岸と同地点から南南西に引いた線がニマ岬の先端から西北西に引いた線と交わる地点を結ぶ線、同地点とニマ岬の先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(室蘭海域(1)及び室蘭海域(2)に係る部分を除く。)並びにこれに流入する公共用水域並びにイタンキ岬の先端と鷲別岬の先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
伊達海域	エントモ岬の先端と同地点から南に1,500mの地点を結ぶ線、同地点とシャミチセ川河口右岸から南西に1,500mの地点を結ぶ線、同地点とシャミチセ川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
函館海域	大鼻岬の先端と葛登志岬の先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
稚内海域	野寒布岬の先端と同地点から東南東に引いた線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
白老海域	敷生川河口右岸から登別市の方向へ陸岸沿いに1,500mの地点と同地点から南東に2,500mの地点を結ぶ線、同地点と白老川河口右岸から南南東に2,500mの地点を結ぶ線、同地点と白老川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
根室海域	一番川河口左岸と同地点から西北西に1,000mの地点を結ぶ線、同地点と第一穂香川河口右岸から北西に1,000mの地点を結ぶ線、同地点と第一穂香川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域並びに花咲岬の先端と同地点から西に引いた線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
支笏湖水域	支笏湖及びこれに流入する公共用水域
洞爺湖水域	洞爺湖及びこれに流入する公共用水域
大沼水域	大沼及び小沼並びにこれらに流入する公共用水域
サロマ湖水域	サロマ湖及びこれに流入する公共用水域(佐呂間別川水域を除く。)
能取湖水域	能取湖及びこれに流入する公共用水域
屈斜路湖水域	屈斜路湖及びこれに流入する公共用水域
阿寒湖水域	阿寒湖及びこれに流入する公共用水域
厚岸湖水域	厚岸湖及びこれに流入する公共用水域